



# 北斗市いじめ防止基本方針

平成28年4月

北斗市・北斗市教育委員会

(平成30年6月改定)

## はじめに

いじめは、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。いじめを受けている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行っている子どもにはその行為を許さず、毅然として適切に指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、すべての市民がいじめに関する課題を認識した中で共通理解を図るとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自身も自分を大切にし、互いに思いやり共に助け合って安心して豊かな社会を構築するための社会の一員であることを自覚し、いじめを許さない環境づくりを進めていかなければなりません。

北斗市では、平成27年4月に「北斗市いじめ防止条例」（以下「条例」という。）を施行しました。この「北斗市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、北海道（以下「道」という。）の「いじめ防止基本方針（以下「道の基本方針」という。）」を参酌して、北斗市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

「市の基本方針」では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての子どもの尊厳を保持するとともに、互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる社会の実現を方針の柱としています。

北斗市立学校においては、市の基本方針に基づく「教育委員会の取組」など、市が実施する施策を参酌して、学校が取組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、「重大事態」が発生した場合には迅速かつ適切に対処します。

# 目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1～5
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 北斗市いじめ防止基本方針策定の目的	
4 いじめ防止に向けた方針	
第2章 いじめの防止等のために北斗市が実施する施策	5～8
1 北斗市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
2 教育委員会の取組	
（1）いじめの防止・早期発見に関すること	
（2）いじめの対応に関すること	
（3）学校評価、学校運営改善の実施	
3 その他の事項	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8～11
1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方	
2 学校の組織づくりに向けて	
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて	
（1）いじめの防止	
（2）早期発見	
（3）いじめに対する措置	
（4）既存組織等の活用	
第4章 重大事態への対処	11～14
1 重大事態の発生と調査	
（1）重大事態の意味	
（2）重大事態の報告	
（3）調査の趣旨及び調査主体	
（4）調査を行うための組織	
（5）事実関係を明確にするための調査の実施	
ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	
イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	
（6）その他の留意事項	

(7) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

イ 調査結果の報告

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

(2) 再調査を行う機関の設置

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

※参考資料

重大事態への対応フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

北斗市いじめ防止条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16～26

自殺の背景調査における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27～28

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義【法第2条・条例第2条】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

#### ※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点【国の基本方針を参照】

「いじめ」に当たるか否かの判断については、表面的・形式的に判断することなく、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

なお、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。ケンカは除きますが、外見的にはケンカのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法等の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要があります。

児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う必要があります。

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要であります。

○具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

○いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

◆いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または「いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

◆被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人およびその保護者に対し、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめ解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校における「いじめ防止等対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラ

一などを含めた集団で判断するものとします。また、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念【法第3条・条例第3条】

全ての児童生徒が、健やかに成長し、安心して伸び伸びと生活できる場を築くことは社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて大切なことの一つです。

児童生徒は、他者との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識するとともに、他者の長所等を発見していくものですが、いじめは、その健やかな成長を阻害する要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があることから、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示します。

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及び認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 3 北斗市いじめ防止基本方針策定の目的

市の基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法等により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とします。

#### 4 いじめ防止に向けた方針

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない地域づくり・環境づくりに努めるとともに、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のためには、学校、家庭、地域住民、関係機関等の市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、役割を果たす必要があります。

##### ◇ 市として 【法第6.7条・条例第5条】

- (1) いじめの防止等のための対策について、国及び道その他の関係する機関及び団体との緊密な連携協力の下、本市の状況に応じた施策を策定し、実施します。
- (2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。
- (4) 学校が、いじめの防止等のための施策を策定し、及び実施しようとする場合には、学校が果たす役割の重要性に鑑み、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行います。

##### ◇ 学校として 【法第8条・条例第6条】

- (1) あらゆる教育活動を通じて、児童生徒が、安心して生活できる学校づくりを目指します。
- (2) 児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をします。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こり得ることを強く認識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処します。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。
- (5) 教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人ひとりの理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めます。



- (6) 教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ防止等対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応に繋がります。
- (7) 教職員は、「いじめ防止等対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通します。

**◇ 保護者として** 【法第9条・条例第7条】

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理感を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとします。
- (2) 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとします。
- (3) 保護者は、国、道、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとします。
- (4) いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、教育委員会又は関係機関等に相談または通報するものとします。
- (5) 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めるものとします。

**◇ 市民、事業者として** 【条例第8条】

- (1) 市民及び事業者は、本市の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとします。
- (2) 市民及び事業者は、いじめを受けた児童生徒を発見したとき、又は児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、これを当該児童生徒が在籍する学校、教育委員会、市又は関係機関等に通報するよう努めるものとします。

**◇ 子どもとして** 【条例第9条】

- (1) 児童生徒は、自分を大切にするとともに、互いに思いやり共に助け合って行動し、いじめのない学校生活を送れるように努めるものとします。
- (2) 児童生徒は、自らがいじめを受けた場合又は他の児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、家族、学校、教育委員会、市又は関係機関等に相談するよう努めるものとします。

## 第2章 いじめの防止等のために北斗市が実施する施策

市は、いじめの防止等のための具体的な施策として、次の事項を推進します。

- ・ 児童生徒の健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- ・ 教職員の資質の向上
- ・ 保護者等を対象とした啓発活動
- ・ インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに児童生徒等への啓発
- ・ いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- ・ いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- ・ 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築 等

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（北斗市個人情報保護条例（平成18年北斗市条例第16号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

### 1 北斗市いじめ問題対策連絡協議会の設置【法第14条・条例第29条】

市は、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、児童相談所、所轄警察署、その他の関係者により構成される「北斗市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

### 2 教育委員会の取組

#### (1) いじめの防止・早期発見に関すること【法第15～21条・条例第12～18条】

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進します。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、啓発活動等に努めます。

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じます。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。

- ・電話相談、教育相談の整備等

カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。

- ・教職員向け手引き等を活用した教職員への研修

キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見、早期対応のために必要な措置を講じます。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施します。

## (2) いじめの対応に関すること【法第23～27条・条例第21～25条】

ア いじめに対する措置

- ・教育委員会は、法第23条第2項及び条例第21条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。
- ・教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言します。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校

に指導・助言します。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施【法第34条・条例第19条】

ア 学校評価、教員評価の留意点

- ・教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行います。

イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援します。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する既存組織等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

### 3 その他の事項

市は、法の施行状況等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいた措置を講じます。

また、教育委員会は、法第13条及び条例第11条の規定に基づいて策定される「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）について、策定状況を確認し、必要があると認められる場合は、学校に指導・助言を行います。

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、学校の基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条及び条例第20条の規定に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。

### 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方【法第13条・条例第11条】

学校は、国の基本方針、市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を学校基本方針として定めます。策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開します。

学校の基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込みます。

- (1) 学校の基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となります。
- (2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校の基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。
- (3) より実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記します。

## 2 学校の組織づくりに向けて【法第22条・条例第20条】

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織します。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「企画会議」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものであります。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部から専門家の参加を求めることも効果的です。「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

などが考えられます。

また、当該組織は、学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を担う役割が期待されます。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

#### (1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、お互いを理解し尊重し合い他者との関係を上図に図ることができる力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように、人権教育や道徳教育の推進、体験活動等の充実を図るとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針やいじめの防止等の具体的な指導プログラム等により、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込むなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校づくりに努めます。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

#### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう細心の注意を払います。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込みます。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見・早期対応に努めます。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要があります。

#### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通す

とともに、事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行います。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。また、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行います。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守ります。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害児童生徒の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していきます。

#### (4) 既存組織等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する既存組織等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味【法第28条・条例第2条】

法第28条及び条例第2条第5項各号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味します。

また、法第28条第1項第1号及び条例第2条第5項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のケースなどが想定されます。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号及び条例第2条第5項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えられたとしても、重大事態ととらえる必要があります。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分に把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たります。

(2) 重大事態の報告【法第30条・条例第26条】

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、速やかに重大事態の発生を市長に報告します。

(3) 調査の趣旨及び調査主体【法第28条・条例第21. 22. 27条】

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項及び条例第22条に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

(4) 調査を行うための組織【法第28条】

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものです。



ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられます。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要があります。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

(6) その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではありません。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討します。

## (7) 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

### イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

## 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査【法第30条・条例第28条】

上記(7)イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

### (2) 再調査を行う機関の設置

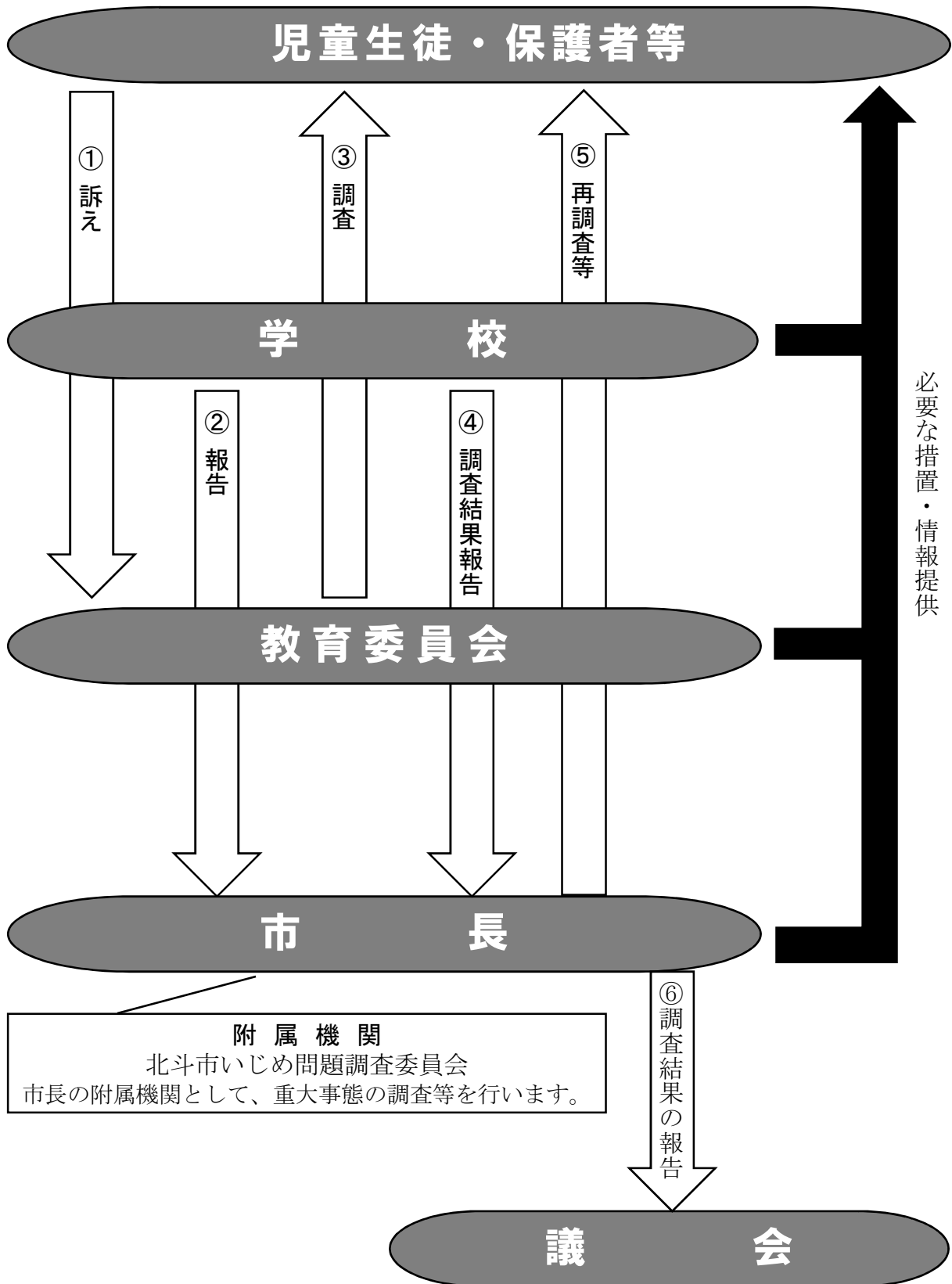
再調査を実施する機関については、条例により北斗市いじめ問題調査委員会を設置します。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命しますが、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めます。

### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために支援を行います。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告します。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。

# 重大事態への対応フロー図



# 北斗市いじめ防止条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 いじめ防止基本方針（第10条・第11条）
- 第3章 いじめの防止等に関する基本施策（第12条—第19条）
- 第4章 いじめの防止等に関する措置（第20条—第25条）
- 第5章 重大事態への対処（第26条—第28条）
- 第6章 北斗市いじめ問題対策連絡協議会（第29-36条）
- 第7章 北斗市いじめ問題調査委員会（第37-43条）
- 第8章 雑則（第44条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関し、基本理念を定めるとともに、市等の責務及び市民等の役割を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針及びいじめの防止等に関する対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等に関する対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、及び支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「学校」とは、市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校をいう。

3 この条例において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、

未成年後見人)をいう。

5 この条例において「重大事態」とは、次に掲げる事態をいう。

(1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと。

(2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等に関する対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等に関する対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及び認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等に関する対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関する対策について、国及び北海道（以下「道」という。）その他の関係する機関及び団体との緊密な連携協力の下、本市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 北斗市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づきいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等に関する基本的施策、いじめの防止等に関する措置及び重大事態への対処を適正に行うことができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全

体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人ひとりについての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

(保護者の責務等)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、基本理念にのっとり、国、道、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(市民及び事業者の役割)

第8条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめを受けた児童生徒を発見したとき、又は児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、これを当該児童生徒が在籍する学校、市又は関係機関等に通報するよう努めるものとする。

(児童生徒の役割)

第9条 児童生徒は、自分を大切にするとともに、互いに思いやり共に助け合って行動し、いじめのない学校生活を送れるように努めるものとする。

- 2 児童生徒は、基本理念にのっとり、自らがいじめを受けた場合又は他の児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、家族、学校、市又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針

(北斗市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第11条の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針及び北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第8号）第11条の規定により北海道知事及び北海道教育委員会が定める北海道いじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、北斗市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第11条 学校は、法第13条の規定に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### 第3章 いじめの防止等に関する基本施策

（学校におけるいじめの防止）

第12条 教育委員会及び学校は、学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な指導を推進しなければならない。

2 教育委員会及び学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第13条 教育委員会及び学校は、当該学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

3 教育委員会及び学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第14条 市は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対す

る助言その他のいじめの防止等に関する対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を行うものとする。

(いじめの防止等に関する対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第15条 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等に関する対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止等を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第16条 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育(情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。)の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、学校、児童生徒及びその保護者に対し最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの防止等に関する対策の調査研究の推進等)

第17条 教育委員会は、いじめの未然防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等



のために必要な事項並びにいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第18条 市は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(学校評価等における留意事項)

第19条 教育委員会は、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校の評価及び学校の教職員の評価において、いじめの防止等の取組に係る評価が適正に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策に関する組織)

第20条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第21条 学校の教職員、教育委員会の事務部局の職員その他の児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けること

ができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(教育委員会による措置)

第22条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第23条 学校の校長及び教員は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第24条 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第25条 市は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒のうち指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての学校間の引継ぎが個人情報の取扱いに配慮しつつ、確実かつ適切に行われるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(重大事態の発生に係る報告)

第26条 学校は、当該学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した疑いがあると認める場合又は学校に在籍する児童生徒若しくはその保護者から当該学校に対して当該児童生徒に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあるとの申立てがあった場合には、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

(教育委員会による対処)

第27条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けたとき、又は学校に在籍する児童生徒若しくはその保護者から当該児童生徒に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあるとの申立てがあったときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その調査の結果を市長に報告するものとする。この場合において、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望するときは、当該児童生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

4 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(市長等による対処)

第28条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた際に、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第1項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。

2 市長は、前項に基づく調査を行うための委員会を設置し、当該調査を行わせることができる。

3 市長は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

4 市長は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

5 市長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 第6章 北斗市いじめ問題対策連絡協議会

### (設置)

第29条 法第14条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、北斗市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第30条 連絡協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第10条の規定による市いじめ防止基本方針の策定に関する調査及び審議
- (2) 市いじめ防止基本方針を検証し、見直しについて市長に提言すること。
- (3) いじめの防止等に関係する機関及び団体間の連携に関すること。
- (4) 市長の諮問に応じ、いじめに関する重要事項を審議すること。
- (5) その他いじめの防止等に関する対策の推進に必要な事務

### (組織)

第31条 連絡協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、所轄警察署、学校、児童相談所の職員その他次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 行政機関の職員
- (2) 青少年・教育関係団体の役職員等
- (3) 弁護士、医師、福祉の専門家等の職能団体の役職員等
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第32条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第33条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (関係者の排除)

第34条 連絡協議会は、委員に審議の対象となる事案の関係者と直接の人的関係又

は特別の利害関係を有する者がいることにより当該審議の公平性及び中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該審議に参加させないことができる。

(秘密の保持)

第35条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第36条 連絡協議会の庶務は、市民部市民課において処理する。

第7章 北斗市いじめ問題調査委員会

(設置)

第37条 第28条第1項の規定による調査を行うため、第28条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、北斗市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第38条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事項を調査及び審議する。

(組織)

第39条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) いじめの防止等に関する知見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第40条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第41条 第33条及び第34条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第33条中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「審議」とあるのは「調査及び審議」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第42条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第43条 調査委員会の庶務は、市民部市民課において処理する。

## 第8章 雑則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第31条第3項及び第39条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱される連絡協議会及び調査委員会の委員の任期は、委嘱された日から平成29年3月31日までとする。

## 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとします。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
- 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要です。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意します。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、教育委員会の適切な対応が求められます。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一

貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性などがあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。